

船橋市地球温暖化対策実行計画（案）に対する意見の募集結果について

船橋市地球温暖化対策実行計画（案）に対する意見募集について、ご協力いただきありがとうございました。お寄せいただいたご意見およびそれに対する本市の考え方について、取りまとめを行いました。

1. 実施概要

（1）意見の募集期間

- ・令和2年12月9日(水)から令和3年1月8日(金)

（2）意見の募集方法

- ・広報ふなばし（12月15日号）および市ホームページにパブリック・コメント実施のお知らせ掲載
- ・環境政策課、行政資料室、船橋駅前総合窓口センター、各出張所、公民館、図書館、ホームページにおいて、計画（案）と関係資料を公表

（3）意見を提出することができる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に通勤または通学されている方
- ・計画（案）に関し利害関係を有する方（市内で事業を営む方など）

（4）意見の提出方法

- ・郵送、ファックス、電子メール、直接持参

（5）意見総数

- ・23件

2. ご意見の概要と市の考え方

※いただいたご意見を内容ごとに整理・分類した上で、ご意見に対する市の考え方を示しています。なお、ご意見については主旨が変わらないよう、一部表現を調整しています。

No.	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
1	全体	本実行計画の広報・普及について：地球温暖化に関し、世界の動向・日本の動向から、2021年4月に計画がスタートすることは重要な位置づけおよび貴重なタイミングだと思えます。是非、概要版の公共施設での配付および公民館等での説明（啓発活動）をお願いします。	ご意見を踏まえ、市民・事業者の皆様との地球温暖化防止行動につなげていくため、あらゆる機会を通じて今度も本計画の広報・普及に鋭意努めてまいります。
2	全体	コロナ危機；気候危機の中、気候変動に関する世界の動向・日本の動向を鑑み船橋市の新たな地球温暖化対策実行計画として、とても分かりやすく纏まっていると思えます。	ご意見ありがとうございます。
3	第1章 1. (4) P6	下から5行目からの表記の中、“2020年10月末時点で、東京都、山梨県、横浜市、京都市など166の自治体”と言う表現がありますが、このデータは最近特に増えており、12月25日時点で、201自治体になっています。本実行計画を発行するタイミングに合わせ、最新のデータにすべきと考えます。	ご指摘のデータにつきましては、計画策定時の最新データに更新するとともに、国際的な動向も最近の流れを汲み修正いたしました。
4	第1章 3. P12 (修正前) ↓ P13 (修正後)	上から4行目以降、「気候変動適応法第12条に基づいて、都道府県及び市町村が策定することとされている地域気候変動適応計画を兼ねています。」の部分は、従来の計画と異なり本実行計画の特徴だと思えますので、明確に解るように太字表記にした方が良く考えます。	ご意見は重要な点ですので、該当箇所と法律の関係がわかりやすいよう下記のとおり修正いたします。 「また、本計画は、2012年3月に策定した「船橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定計画として位置付けられるとともに、第6章「地球温暖化の影響に対応する適応策」は気候変動適応法第12条に基づいて、都道府県及び市町村が策定することとされている地域気候変動適応計画を兼ねております。」

No.	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
5	第1章 3. P13 ↓ P14	本計画の位置付けにおける年号・西暦表記について、同様の図が、新環境基本計画のP.3にあります。和暦表記になっています。同時期に発行する関連計画として統一すべきと思います。	本計画P14の年号表記につきましては、計画の性格上、国際的な動向の記述等が多いことから、それらとの整合を図るため西暦表記主体とさせていただいております。 しかし、目標年度など和暦でも分かるようにP.16,39には西暦と和暦を併記いたします。
6	第3章 2.(6) 2.(9) P28、29 ↓ P30、31	(6) 運輸部門(自動車・エネルギー起源CO ₂)の増加要因が車の増加や運行距離の延伸等とありますが、「(9) 燃料燃焼分野で、自動車走行に関しては活動量である自動車保有台数が増加している半面で、低公害車・低燃費車等の普及による排出係数の低下が要因として考えられます。」と記述されています。低公害車等の普及であればエネルギー起源CO ₂ の場合も排出係数も少なくなり、排出量も低下すると思います。表現に矛盾はないでしょうか。	(9) 燃料燃焼分野における温室効果ガス排出量は、排出割合の高い燃料の燃焼に伴う温室効果ガス排出量が大幅に減少しているため、自動車走行に伴うものは増加していますが、分野全体では減少となっております。(本書P.26図3-1-1参照) 記述内容について誤解を招くような表現となっていると考えますので、2行目「排出源別～」以降の記載を次のように見直します。 「これは、低公害車・低燃費車等の普及により排出係数が低下しているものの、活動量である自動車保有台数が増加しているため自動車走行に伴う排出量は5.4%増加しましたが、事業活動に由来するメタン排出量の減少などにより燃料の燃焼に伴う排出量は25%減少したことが要因と考えられます。」
7	第4章 1.(3) P37 ↓ P39	中期目標で船橋市は世帯数の増加により(現状趨勢ケースより)削減量が約31%となり、削減割合は国の計画より高い数値となっております。世帯数の増加(人口増)はコントロールが困難な要素のため、このファクターは考慮せず基準年の世帯数(又は一人当たり)で計算したほうが良いと思います。そのため世帯当たりの削減量を国の目標値(26%減)に設定すれば、人口の増減に関係なく比較ができると思います。	国としては2030年までに2013年度比で人口減、本市では2030年まで人口増が推計されていることから、本市の温室効果ガス排出量に家庭部門が寄与する割合は大きくなってまいります。このため、家庭部門における温室効果ガス排出量の算定には、将来推計の世帯数を用いております。

No.	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
8	第4章 1. (3) 1. (4) P37 ↓ P39	船橋市の長期目標として、温室効果ガス排出量の削減目標を、2050年ゼロカーボン（～チャレンジ「ゼロ・カーボン」ふなばし～）を明記していることは、市民の意識向上&行動に結びつき、とても良いと考えます。船橋市として、是非、2050年ゼロ表明をすべきと考えます。国・環境省の表明要件は十分満足していると考えます。	本計画の長期目標にてゼロ・カーボンに挑戦することを明記しておりますので、今後、表明方法を検討してまいります。
9	第4章 2. (1) P41 ↓ P43	施策の柱について、いきなりSDGsのカラーアイコン（ゴール）が表記されていますが、前段にSDGsの説明および表記の理由（背景）の説明が必要だと思います。新環境基本計画のように例えば、計画策定の背景として記載してはどうでしょうか。	SDGsについては第7章に記載していましたが、ご意見を踏まえて計画策定の背景として第1章に記載するように見直しいたします。
10	第5章 施策の 柱1 取組② P48 ↓ P50	<p>船橋市地球温暖化対策実行計画には、生ごみを焼却して発生する二酸化炭素の排出量をゼロにする考え方が記されていない。焼却処分を続けると、排出量をゼロにはできないため、ふなばしブランド堆肥製造販売を提案します。</p> <p>収集ステーションに生ごみを入れるプラスチックバケツを置き、市民はそれに何時でも生ごみを入れる。週に2～3回、回収し、空のプラスチックバケツを置く。回収した生ごみは、大きな堆肥製造装置に投入し、攪拌し、温度・水分調整を行い、堆肥を得る。大手の園芸用品業者に販売する。一部は、ふなばしブランドとして、花や野菜栽培用に、安く販売する。この堆肥販売は市民の親しみやすい環境作りに役立つ。校庭や、公園などには、小さな堆肥製造施設を作る。</p> <p>市と市民の協力がなければ取り組みは進まないため、市内民間団体に協力を得て、国と市のゼロ宣言を宣伝して、市民にやる気になってもらうことが大事だと考えます。</p>	<p>ご提案の「ふなばしブランド堆肥製造販売」につきましては、堆肥を製造するために生ごみ以外の混入を防ぐため、容器を適切に管理する必要があります。ごみ収集ステーションは、道路上に設置されているものも多く、適切な管理が難しいと考えます。</p> <p>また、製品化した堆肥は家庭菜園や園芸利用のためだけでは全てを販売できない可能性が高いと考えます。こうしたことから、ゴミ収集ステーションでの生ごみの回収及び堆肥の製造・販売も含め困難と考えます。</p>

No.	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
11	第5章 施策の 柱1 取組② P48 ↓ P50	取組②についてSDGsゴール12追記、ゴール12必須と考えます。	取組②はご意見のとおりゴール12を追記するとともに、緩和策の関連項目としてゴール13を追記いたします。併せて、その他の取組についても下記のとおり整理いたしました。 取組⑤には、自動車から排出される有害物質の関連項目としてゴール3を追記いたします。 取組⑥には、ごみから排出される有害物資、廃棄物の発生抑制の関連項目としてゴール3と12を追記いたします。 取組⑩には、次世代自動車のインフラ整備の関連項目としてゴール9を追記いたします。
12	第5章 施策の 柱1 取組② P48 ↓ P50	容器包装プラスチックの分別回収は「しない」方針になっていると理解しておりますが、現状のままプラの分別回収は「しない」方針でお願いします。 ・市民のごみ分別の手間が（総量としては）膨大な労力になる点。 ・船橋市の焼却炉性能では、有害ガスの懸念はないはずである点。 ・プラごみが減ると燃焼温度が下がり、追加の燃料を投入する必要があり、本末転倒な点。 ・新たなごみ分別が増えることによる、ごみ収集業務の効率低下。 ・ごみ収集回数が増えると収集車のガソリン燃焼分の環境悪化が見込まれる点。 ・リサイクルの過程自体でもエネルギーを使うため、効率もそこまで良くない点。	ご意見の容器包装プラスチック分別回収については、来年度策定予定の「一般廃棄物処理基本計画」の中で検討してまいります。

No.	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
13	第5章 施策の 柱6 取組⑫ P63 ↓ P65	スーパーシティ、スマートシティといった取り組みを前面に出し、市民のモチベーションを高める施策を出して欲しい。屋根等に太陽光発電の設置等により、再生可能エネルギーを増やすことがCO ₂ 削減に効果的と考えます。VPP（バーチャルパワープラント）等のITの活用が肝になると考えます。 また、太陽光発電設置に関しての経済性等、市民にも定量的にわかるようにして下さい。	スーパーシティ、スマートシティは、まちづくりを進める上で温暖化対策に資する重要な考え方ですので、本計画書（P.65：施策の柱6 取組⑫）に記載のとおり「ICT環境の整備によるエネルギーマネジメントの普及」を目指してまいります。 また、本計画書（P.51：施策の柱3 取組②）に記載のとおり、「HEMSの普及に向けた市民への情報提供」を行ってまいります。 なお、太陽光発電設置に関する経済性等につきましては、機器の設置場所、設置可能なシステムの規模など、個々の条件に左右されますので、本計画にてお示しすることは難しいと考えますが、HPや出前講座等機会を捉えて設置にあたり参考になる情報（発電量、設置容量、コストなど）を提供してまいります。
14	第6章 1. (1) P64 ↓ P66	《気候変動に起因する主な影響》枠内：○熱中症などの →熱中症・感染症などの（感染症追記する）	ご意見のとおり記載内容を修正します。
15	第7章 施策の 柱8 取組⑬ P76 ↓ P78	パリ協定を批准したので、各自治体にはCO ₂ 削減のための責務があり、自治体の構成員へのCO ₂ 削減の意義を伝え、教育し、自治体の施策への協力を得ることが求められている。 市には出前講座や市民大学校という制度があるので、Webなど活用して、大人向け、中高生向け、市内商店・企業向け、市役所職員向け、市議会議員向けなど様々な講座を開設してほしい。	現在、市では町会等の依頼に応じ、職員や船橋市地球温暖化防止活動推進員を講師として派遣しております。 今後、市民・事業者の皆様への説明会や市職員向けの研修、外部講師を招いての講演会、出前講座を実施するにあたり、オンラインの手法を参考にさせていただきます。

No.	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
16	第7章 施策の 柱8 取組 ^⑮ P77 ↓ P79	市の取組である「◎市内公民館やF A C E、図書館等で環境啓発に関わるイベント（パネル展など）開催を行うなど、地球温暖化防止活動への関心を高めめます。」本表記は具体的に何を実施する計画でしょうか。	ご意見はイベントの内容についてと考えますが、船橋市の温暖化対策や身近にできる温暖化対策、適応策等の最新の知見について、周知してまいります。
17	第7章 施策の 柱8 主要指 標 P78 ↓ P80	指標「地球温暖化に関する環境講座の実施」の目標値について、どのように設定しているのでしょうか。	2030年度に向けて、1か月あたり2～3回講座を開催し、1回あたり40人参加して頂くことを目標に設定いたしました。
18	コラム P79 ↓ P10	SDGs 枠内： ・2001年に策定されたMDGsの表記→MDGsについては、多くの資料で、2000年・国連ミレニアムサミットで採択と言う表記を使っています。こちらの方が位置付けが明確で良いと考えます。 ・地球温暖化対策として直接的に関連している項目として、ゴール12：つくる責任・つかう責任は必須と考えます。 ・ESG投資の説明の後に、行動に結びつくように、2020年からの「行動の10年（Decade of Action）」スタートを追記・説明していただきたい。	・「2000年・国連ミレニアムサミットで採択」されたのは「国連ミレニアム宣言」で、MDGs自体はこの宣言をもとに、1990年第の主要な国際開発目標を統合したものと位置付けられ、策定は2001年となりますので記載は現状のままいたします。 ・ゴール12はご意見のとおり追記いたします。 ・2020年からの「行動の10年（Decade of Action）」については、注記参照のSDGsに関する詳細情報に掲載しておりますので、記載は現状のままいたします。
19	第9章 2. (1) P115	実行計画のA-PLATへの掲載（A-PLATとの連携）を要望します。	本計画は地域気候変動適応計画として位置づけますので、A-PLAT（気候変動適応情報プラットフォーム）や千葉県気候変動適応センターと連携してまいります。

No.	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
20	第9章 2. (1) P116	<p>計画の推進体制は「地域協議会」が中心となっていますが、活動内容が不十分に思われます。</p> <p>地域協議会はアクションプランを作成し、PDCAサイクルを進行管理することになっていますが不十分と考えられる内容は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・D oの実行は地域協議会に参画していない市民・事業者への行動の普及にはほとんど活動の様子が分かりません。 ・C h e c kについては船橋市の市民意識調査結果を進行管理指標としているが、不十分と感ずるため、研修会、環境イベント、施設見学会等の都度アンケートを実施してはどうか。 ・事業者の取り組みとして「+3のアクション」がありますが、これに対し地域協議会が積極的に活動している様子がよくわかりません。A c t.については今回チェックが不十分だと思いますので、次回の実施計画ではこのところの充実を期待しております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会に参画していない市民・事業者への行動の普及については、各種イベントでの啓発、出前授業の実施、キャンペーンの実施等行っているところですが、今後更に市の事業とあわせて活動の周知について拡充を図ってまいります。 ・市民意識調査は、今後ご意見のとおり対象人数を増やし実施してまいります。なお、研修会、環境イベント等の参加者へは、都度アンケートを行っており、各種イベントの見直しの参考としております。アクションプランの普及率は、市民意識調査結果により確認し、更なる普及が必要な取組は啓発を強化してまいります。 ・次期アクションプランについては取組みやすく、実効性の高いものとし、事業者団体等への働きかけを強化してまいります。
21	第9章 2. (1) P116 他	<p>PDCAのA (Action) 表記について、新環境基本計画では、PDCA (Act) になっています。A (Action) で統一した方が良いと思います。</p>	<p>ご意見のとおり Action に統一いたします。</p>

No.	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
22	第9章 2.(2) P118	計画の見直しについて： 2021年度 COP26に合わせ、国の約束草案が大きく変わる可能性があると思います。本計画の内容が大きくずれないようにタイムリーな見直しを要望します。	ご意見を参考に、下記のとおり修正いたします。 「本計画は、国や千葉県等の計画の見直しや社会情勢の変化等を踏まえ、地域協議会や市民・事業者の意見を取り入れ、中間見直しを行います。」
23	概要版 ↓ 第9章 コラム P119	概要版に記載してある、やってみよう！ 18のアクションは、本・実行計画での記載はしないのでしょうか。	ご意見のとおり第9章に18のアクションを掲載いたします。